

事務事業評価シート(総括表)

| | | | | | | | |
|---|--|-----------------------------|--------|-----------|-----------|-----------|--|
| 事務事業 | 17 | 子ども家庭支援センター機能の強化 | | | | | |
| 章 | 1 | 健康でおもいやりのあるまち | | | | | |
| 大項目 | 02 | 地域とともに育む福祉社会づくり | | | | | |
| 施策 | 04 | 子育て支援の推進 | | | | | |
| 事業内容 | | | | | | | |
| 目的 | 子ども家庭支援センター機能を強化することにより、これまで以上に子どもと家庭にふさわしいサービスを提供するとともに、保護を必要とする子どもに対しより適切で迅速に対応することを目的とします。 | | | | | | |
| 対象・手段 | 対象：区内に在住する18歳未満の子どもと保護者です。手段：先駆型子ども家庭支援センター()として相談体制を強化します。育児支援家庭訪問事業を開始し、出産後の育児不安の軽減に努めます。支援体制強化のため、子ども家庭サポートネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を組織します。 先駆型子ども家庭支援センター：従来の機能に加え虐待家庭等への見守りサポートなどが加わります。 | | | | | | |
| 成果(事業が意図する成果) | | | | | | | |
| <p>子育て中の保護者の育児不安や孤立感を予防・解消します。 出産直後に起こりやすい強い育児不安と養育不安が軽減されます。 関係機関の連携により、援助が必要な保護者等に適切なサービスが提供できます。</p> | | | | | | | |
| 事業成果指標 | | | | | | | |
| 指標名 | 定義 | 目標水準 | | | | | |
| 総合相談の充実 | 子ども家庭総合相談の実施件数(年間) | (平成19)年度に (10,000件)の水準達成 | | | | | |
| 育児支援家庭訪問事業の充実 | 育児支援家庭訪問事業派遣回数(平成21年度予想出生数1,718人中5%が5回利用で計算) | (平成21)年度に (430回)の水準達成 | | | | | |
| | | ()年度に ()の水準達成 | | | | | |
| 成果の達成状況 | | | | | | | |
| | 単 位 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 備 考 | |
| 事業 成果 指標 | 目標値1 | 件 | 0.00 | 10,000.00 | 10,000.00 | 10,000.00 | |
| | 実績1 | 件 | 0.00 | 4,965.00 | 6,206.00 | 9,250.00 | |
| | = / | % | 0.00 | 49.65 | 62.06 | 92.50 | |
| | 目標値2 | 回 | 0.00 | 430.00 | 430.00 | 430.00 | |
| | 実績2 | 回 | 0.00 | 304.00 | 282.00 | 430.00 | |
| | = / | % | 0.00 | 70.70 | 65.58 | 100.00 | |
| | 目標値3 | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| | 実績3 | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| | = / | % | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 事業の実施内容 | | | | | | | |
| 平成18年度 | 子ども家庭総合相談件数 6,206件 開館日 月から土 職員体制 正規職員4名 非常勤職員1名 子ども家庭サポートネットワークの運営 代表者会議2回 サポートチーム会議53回 特別相談の実施 12回 育児支援家庭訪問事業 利用者 52人 派遣回数 282回 派遣時間数 874時間 | | | | | | |
| 平成19年度 | 子ども家庭総合相談件数 9,250件 開館日 月から土 職員体制 正規職員4名 非常勤職員1名 子ども家庭サポートネットワークの運営 代表者会議2回 サポートチーム会議 59回 特別相談の実施 10回 育児支援家庭訪問事業 利用者 87人 派遣回数 430回 派遣時間数 1,327時間 対象を2か月から1歳未満に拡大 | | | | | | |

| 部名称 | | 子ども家庭部 | | 課名称 | | 子どもサービス課 | |
|---|--|--------|--|--------|--------|----------|---|
| | | 単 位 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 備 考 |
| トータルコスト | 事業費 | 千円 | 0 | 5,826 | 4,658 | 5,390 | |
| | 人件費 | 千円 | 0 | 35,731 | 35,800 | 35,701 | |
| | 事務費 | 千円 | 0 | 240 | 135 | 135 | |
| | 減価償却費等 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 総計 = + + + | 千円 | 0 | 41,797 | 40,593 | 41,226 | |
| | 受益者負担 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 純計 = - | 千円 | 0 | 41,797 | 40,593 | 41,226 | |
| | 受益者負担率 / | % | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| 財源内訳 | 一般財源 = - | 千円 | 0 | 31,079 | 29,967 | 41,226 | |
| | 特定財源 | | 0 | 10,718 | 10,626 | 0 | |
| | 一般財源投入率 / | % | 0.00 | 74.36 | 73.82 | 100.00 | |
| 職員 | 常勤職員 | 人 | 0.00 | 4.00 | 4.00 | 4.00 | |
| | 非常勤職員 | | 0.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | |
| 事業に関する検討課題 | | | | | | | |
| <p>児童虐待の未然防止・早期発見を行うために、家庭訪問など個々の事例に応じたきめ細かな対応が求められています。特に地域における見守り体制の整備と児童相談所との連携による迅速な対応を行うために、子ども家庭支援センターを拡大していくことが必要です。また、乳幼児から中高校生、児童の保護者の居場所を確保し、相談や見守りを通じて虐待を未然に防止していくことが必要です。</p> | | | | | | | |
| 評価基準に基づく評価と理由 | 達成度 | 3 | 先駆型子ども家庭支援センターとなった17年度比で相談件数1.86倍と実績をあげています。また、18年度より解決困難な事例への対応として特別相談を開始しました。育児支援家庭訪問事業については19年度から利用期間を生後2ヶ月から1年未満に拡大しました。 | | | | |
| | 実施の成果 | 3 | 気軽に利用しやすい親と子のひろばと相談業務を並行して行うことにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待予防にもつながっているという点で、大きな成果をあげており、利用者数・相談数も年々増加しています。 | | | | |
| | 効率性 | 3 | 相談や虐待対応については、区内外の相談機関と連携して問題解決に当るために正規職員を中心に対応していますが、虐待対策ワーカー及び子育て不安への予防的側面を持つ「親と子のひろば事業」には、非常勤職員を充てるなど効率的です。 | | | | |
| | 行政の関与 | 3 | 児童福祉法の改正により、児童虐待防止の充実・強化を図るため、区は児童相談に関して、家庭や関係機関からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことが必要です。児童虐待の第一義的な通告先として区が規定されており、区が関与することが妥当です。 | | | | |
| | 妥当性 | 3 | 子ども家庭支援センターを中核機関として位置づけ、子育て情報の提供や相談に応じるとともに、育児支援家庭訪問事業を実施し育児不安の予防に努めており妥当です。また、親と子のひろばの設置は乳幼児親子の仲間づくりと気軽に相談できる場として妥当 | | | | |
| | 施策寄与度 | 3 | この3年間で、子ども家庭総合相談件数や、育児支援家庭訪問事業の利用者が増加するなど、子育てしやすい環境整備及び虐待予防・早期発見に大きく寄与しています。 | | | | |
| 総合評価 | 19年度は、総合相談件数及び育児支援家庭訪問の派遣回数が増え、総合評価をBとしました。 | | | | | | B |
| | この3年間で、子ども家庭総合相談の件数が17年度と比較して1.86倍に増加するとともに、児童相談所・保健センター等関係機関による会議の依頼が増加するなど、子ども家庭支援センターの認知度・信頼度が高まり、虐待の予防・早期発見や、子育てしやすい環境整備に貢献していると評価できます。このため、過去3年間の実績ではBと評価します。 | | | | | | 過年度評価 18年度 B 17年度 B 16年度 15年度 |
| 改革方針 | この事業は、第一次実行計画「12 子ども家庭支援センターの拡充」に引き継いで取り組んでいきます。具体的な取り組み内容は以下のとおりです。 | | | | | | 方向性 |
| | 乳幼児や中高校生の居場所の整備とともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援の仕組みを充実させるために、相談や要保護家庭の支援を行う子ども家庭支援センター機能と児童館機能の両方を併せ持つ新たな「子ども家庭支援センター」を計画的に整備します。 各子ども家庭支援センター相互の連携を強化するため相談支援システムを導入します 相談担当職員の専門性を向上させるため、東京都児童相談センターへ職員を一年間研修派遣します。 | | | | | | 4 拡大 |